

## 国民健康保険税の減免制度の改正について

### (1) 国民健康保険税の減免制度の概要及び経緯

小牧市では、生活保護法の規定による保護を受ける者、又は、災害その他特別の事情があると認められる者について、被保険者からの申請により国民健康保険税を減免している（小牧市国民健康保険税条例第30条、小牧市国民健康保険税条例施行規則別表を参照）。

令和8年度以降、住民情報を扱う基幹系システムの標準化により、小牧市独自の減免計算をシステム上で行うことができなくなる。現行の減免計算は複雑であり手計算では対応が困難なため、これを契機として計算方法等を見直すこととした。

見直しにあたっては、計算方法の単純化を図るとともに同じ条件下であれば改正前の減免額と大きな差異が生じないように調整した。また、他市町村の状況や将来的な国民健康保険税の完全統一を見据えて、減免対象等についても一部見直すこととした。

### (2) 改正案

#### ①障がい・母子減免

減免の額：軽減割合に応じて、年税額 × 減免率（50% or 40% or 30%）

軽減割合	申請件数	減免前賦課額	R6減免額 (実績値)	案 減免率	案 減免額	差額
			A		B	A-B
7割軽減	442	11,397,900	5,160,200	50%	5,160,200	0
5割軽減	131	7,749,600	2,605,200	40%	2,789,856	-184,656
2割軽減	62	6,796,700	1,815,700	30%	2,039,010	-223,310
軽減なし	69	6,909,600	1,871,500		2,072,880	-201,380
小計	704	32,853,800	11,452,600		12,061,946	-609,346

#### 《改正の要点》

（現行）加入者ごとの均等割及び平等割の2分の1を減免

（改正）税額の50%、40%、30%を減免

- 制度改正による対象者の負担増を抑制しつつ、改正前の減免額と大きな差異が生じないように調整し、軽減割合に応じた3段階の減免率を設定した。

## ②所得減少

減免の事由：前年所得に対して今年の見込所得が 50% 以下になる場合  
 減免の額：見込所得の金額に応じて年税額 × 減免率 (50% or 30% or 15%)

見込所得	申請件数	R6減免前賦課額 (実績値)	R6減免額 (実績値)	案 減免率	減免事由見直し による件数減	案 減免額	差額
		C			D	C-D	
41 0～50万円	175	21,006,300	10,205,800	50.0%	91.4%	9,606,674	599,126
42 51～100万円	119	14,045,900	4,202,500	30.0%	50.0%	2,107,200	2,095,300
43 100～200万円	128	18,033,600	2,394,100	15.0%	14.9%	402,932	1,991,168
小計	422	53,085,800	16,802,400		48.6%	12,116,806	4,685,594

### 《改正の要点》

(現行) 所得割額の全額、50%、20%を減免

(改正) 税額の 50%、30%、15%を減免

- 近隣市町では、所得減少の減少幅を 2 分の 1 や 3 分の 2 とする自治体が多く、将来的な減免制度の統一を見据え、前年所得に対して今年の見込所得が「70%以下」としていたものを「50%以下」とすることとした。
- 改正前の減免額と大きな差異が生じないようにするため、令和 6 年度実績から所得減少減免の減免率の平均値を算出し、見込所得に応じて 3 段階の減免率を設定した。

### (3) 今後の予定

令和 8 年 1 月上旬

例規審査会に提出

令和 8 年 4 月

施行

## 障がい・母子減免見直し案 モデルケース

※R7年度税率で計算

● 1人世帯（介護あり）			現行制度		新制度（案）				
総所得金額等 (例)	軽減	減免前	減免額	減免後賦課額 (A)	減免率	減免額	減免後賦課額 (B)	被保険者 負担	現制度との差額 (B-A)
所得なし	7割	25,500	12,600	12,900	50%  30%	12,600	12,900	-	0
60万円	5割	56,600	21,100	35,500		22,600	34,000	負担減	-1,500
99万円	2割	126,100	33,900	92,200		37,800	88,300	負担減	-3,900
120万円	軽減なし	164,900	42,400	122,500		49,500	115,400	負担減	-7,100
200万円	軽減なし	248,100	42,400	205,700		74,400	173,700	負担減	-32,000

● 2人世帯（介護あり1人）			現行制度		新制度（案）				
総所得金額等 (例)	軽減	減免前	減免額	減免後賦課額 (A)	減免率	減免額	減免後賦課額 (B)	被保険者 負担	現制度との差額 (B-A)
所得なし	7割	37,400	18,600	18,800	50%  30%	18,600	18,800	-	0
80万円	5割	100,800	31,100	69,700		40,300	60,500	負担減	-9,200
120万円	2割	180,000	49,900	130,100		54,000	126,000	負担減	-4,100
160万円	軽減なし	246,700	62,500	184,200		74,000	172,700	負担減	-11,500
200万円	軽減なし	288,200	62,500	225,700		86,500	201,700	負担減	-24,000

● 3人世帯（介護なし）			現行制度		新制度（案）				
総所得金額等 (例)	軽減	減免前	減免額	減免後賦課額 (A)	減免率	減免額	減免後賦課額 (B)	被保険者 負担	現制度との差額 (B-A)
所得なし	7割	44,300	22,100	22,200	50%	22,100	22,200	-	0
100万円	5割	121,800	37,000	84,800	40%	48,700	73,100	負担減	-11,700
200万円	2割	250,100	59,100	191,000	30%	75,000	175,100	負担減	-15,900

● 4人世帯（介護あり2人・未就学2人）			現行制度		新制度（案）				
総所得金額等 (例)	軽減	減免前	減免額	減免後賦課額 (A)	減免率	減免額	減免後賦課額 (B)	被保険者 負担	現制度との差額 (B-A)
所得なし	7割	64,800	32,300	32,500	50%	32,300	32,500	-	0
100万円	5割	167,200	54,000	113,200	40%	66,900	100,300	負担減	-12,900
200万円	2割	336,100	86,400	249,700	30%	100,800	235,300	負担減	-14,400

【参考】 減免区分別 軽減世帯の比較（R6実績）

番号	減免区分	申請件数	7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし
51	身体障がい1～4級	219	128	40	22	29
52	知的障害（IQ50以上）	55	46	5	2	2
53	精神障害（1～2級）	188	138	16	9	25
55	母子父子医療証	242	130	70	29	13
		704	442	131	62	69

## 規則別表(令和6年1月改正)

6 その世帯に属する被保険者の一部又は全部が国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第59条の規定により給付制限を受けている場合	当該給付制限を受けた被保険者につき算定した基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額のうち当該給付制限の期間に係る納付額
7 旧被扶養者(被保険者の資格を取得した日において、65歳以上であり、かつ、被保険者の資格を取得した日の前日において、次の各号のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による被保険者となつた者に限る。)の被扶養者であつた者をいう。以下この項及び次項において同じ。)の属する世帯(条例第26条第1項第1号又は第2号の規定に該当する世帯に限る。)の納税義務者である場合 (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による被保険者(同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。) (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者 (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく共済組合の組合員 (4) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 (5) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者(同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。)	当該旧被扶養者の基礎課税額に係る所得割額及び後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額の合算額に相当する額
8 旧被扶養者の属する世帯(条例第26条第1項第1号又は第2号の規定に該当する世帯を除く。)の納税義務者である場合	当該旧被扶養者の基礎課税額に係る所得割額及び被保険者均等割額(被保険者の資格を取得した日の属する月以後2年を経過する月までの分に限る。)の100分の50に相当する額(条例第26条第1項第3号の減額がある場合は、100分の30に相当する額)並びに後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額及び被保険者均等割額(被保険者の資格を取得した日の属する月以後2年を経過する月までの分に限る。)の100分の50に相当する額(同号の減額がある場合は、100分の30に相当する額)の合算額(当該世帯(条例第6条第1号に規定する特定世帯に該当する世帯を除く。)に属する被保険者が旧被扶養者のみで構成されている場合は、さらに、基礎課税額に係る世帯別平等割額(被保険者の資格を取得した日の属する月以後2年を経過する月までの分に限る。)の100分の50に相当する額(同号に規定する特定継続世帯(以下同じ。)に該当する場合又は条例第26条第1項第3号イ(ア)若しくはイ(ウ)の減額がある場合は、それぞれ100分の25又は100分の30若しくは100分の10に相当する額)及び後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額(被保険者の資格を取得した日の属する月以後2年を経過する月までの分に限る。)の100分の50に相当する額(特定継続世帯に該当する場合又は同号エ(ア)若しくはエ(ウ)の減額がある場合は、それぞれ100分の25又は100分の30若しくは100分の10に相当する額)の合算額を加算した額)に相当する額
9 前各項のほか、市長が特に必要があると認める場合	必要と認める額